

# 環境アセスメント



美しい自然、快適な生活環境は、人々が豊かな生活を送るための基本です。

悠久の歴史をつづりながら、さまざまな人間活動を支えてくれた水、大気、土そしてそこに住む動植物などの大自然の営みを、今われわれの世代によって汚すことは許されません。

豊かさや便利さを追求する人々の生活や産業活動が、逆に取り返しのつかない公害や自然環境の破壊を引き起こし、人々の健康や生活環境に悪影響を及ぼしたのでは意味がありません。

そこで大規模な開発に当たり、事前に開発によって起こるかもしれない色々なことを予測し、住民の意見を聴いて、環境保全のうえで必要な対策をたてることが重要です。

このパンフレットは、このような目的を達成するための環境アセスメント(環境影響評価) 制度についてのあらましを紹介したものです。

# 1 対象事業

右の表に掲げる事業が対象となります。



# 2 環境影響評価とは

大規模な開発事業を行う場合、それが環境にどのような影響を与えるのかを事業者自らが事前に調査、予測および評価を行うことをいいます。

## 予測とは

対象事業や事業の結果できる施設などを利用して行われる活動により、環境の状況がどのように変化するかを明らかにすることをいいます。

## 評価とは

予測された環境の状態を踏まえて保全対策を検討し、その保全対策を実施した場合に、生活環境や自然環境、文化財保護の面で支障を及ぼすものでないかどうかについて、事業者の見解を明らかにすることをいいます。

### 環境影響評価を行う環境項目

生活環境……大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、日照障害、電波障害、風害など  
自然環境……地形、地質、動植物、生態系、景観、人と自然とのふれあい活動の場など  
その他……廃棄物、温室効果ガス、文化財など



# 3 手続のあらましと住民参加

- 事業者は、対象事業の内容や環境影響評価を行う項目、手法等を記載した環境影響評価実施計画書を作成し、公告や縦覧により住民に周知します。

どなたでも、環境影響評価実施計画書についての意見書を提出できます。
- 事業者は、環境影響評価実施計画書についての住民の意見などを踏まえて、環境影響評価を実施します。
- 事業者は、環境影響評価の結果をとりまとめ、環境影響評価準備書を作成し、公告や縦覧を行うとともに住民への説明会を開催します。

どなたでも説明会に出席できます。また、環境影響評価準備書についての意見書を提出できます。
- 知事は、公聴会を開催するなどして、環境影響評価準備書について事業者に意見を述べます。

県民であればどなたでも公聴会で環境影響評価準備書について意見を述べることができます。
- 事業者は、住民の意見や知事の意見等を踏まえて、環境影響評価書を作成し、公告や縦覧を行います。また、工事に着工した後は、事後調査報告書を作成して、公告や縦覧を行います。

どなたでも評価書や事後調査報告書を閲覧できます。

環境影響評価の過程において住民の皆さんが意見を述べていただくことは、地域の環境を守っていくうえで欠かせない大切な手続です。

意見書の提出や公聴会での陳述の機会には、環境保全のための適切なご意見をお寄せください。

# 対象事業一覧

対象事業の種類	対 象 規 模 要 件
1. 道 路 一般道路 自然公園特別地域道路	4車線以上かつ7.5km以上（改築 7.5km以上） 2車線以上（林道は幅員が5 mを超えるもの） かつ2 km以上（改築（バイパス）2 km以上）
2. 河 川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路、捷水路	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増） 露出面積 50ha以上 改変面積 20ha以上
3. 鉄 道 鉄道、軌道	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所 水力発電所 火力発電所 風力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 1,500kW以上（規模の変更 1,500kW以上） * 風力発電所は、平成21年12月18日から対象事業
6. 廃棄物処理施設 し尿処理施設 ごみ焼却施設 廃棄物最終処分場	日 100k L 以上（規模の変更 日 100k L 以上増） 時間 4 t 以上（規模の変更 時間 4 t 以上増） 敷地面積 5 ha以上（規模の変更 5 ha以上増）
7. 下水道最終処理場	敷地面積 5 ha以上（増設 5 ha以上増）
8. 埋立、干拓	埋立面積 3 ha以上
9. 港湾施設の建設	新設 改築 事業面積3 ha以上
10. 土石、砂利採取	湖中 事業面積 5 ha以上 陸上 事業面積 20ha以上（自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上） （区域の変更 20ha以上増（自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上増））
11. 土地区画整理事業	事業面積 20ha以上（40ha未満は既存宅地外の面積が20ha以上） （森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上）
12. 工業団地造成事業	事業面積 20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上）
13. 宅地の造成事業	事業面積 20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上）
14. 第2種特定工作物 （レクリエーション施設）	事業面積 20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上） （増設 20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上））
15. 工場等の建設	排水量 日 2,000m <sup>3</sup> 以上（増設 日 2,000m <sup>3</sup> 以上増） 燃料使用量（重油換算） 時間 3 k L 以上（増設 時間 3 k L 以上増） 敷地面積 10ha以上（増設 10ha以上の増または土地の形状の変更） * 平成23年9月28日から平成26年9月27日までの間に、工業団地において工事着手するものについては、排水量 日 5,000m <sup>3</sup> 以上、燃料使用量（重油換算） 時間10kL以上、または敷地面積20ha以上。
16. 高層建築物	高さ60m以上かつ床面積5万m <sup>2</sup> 以上（増築、改築 5万m <sup>2</sup> 以上）
17. その他	都市公園 改変20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上） スキー場 改変20ha以上（森林 <sup>（注1）</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>（注2）</sup> は10ha以上）

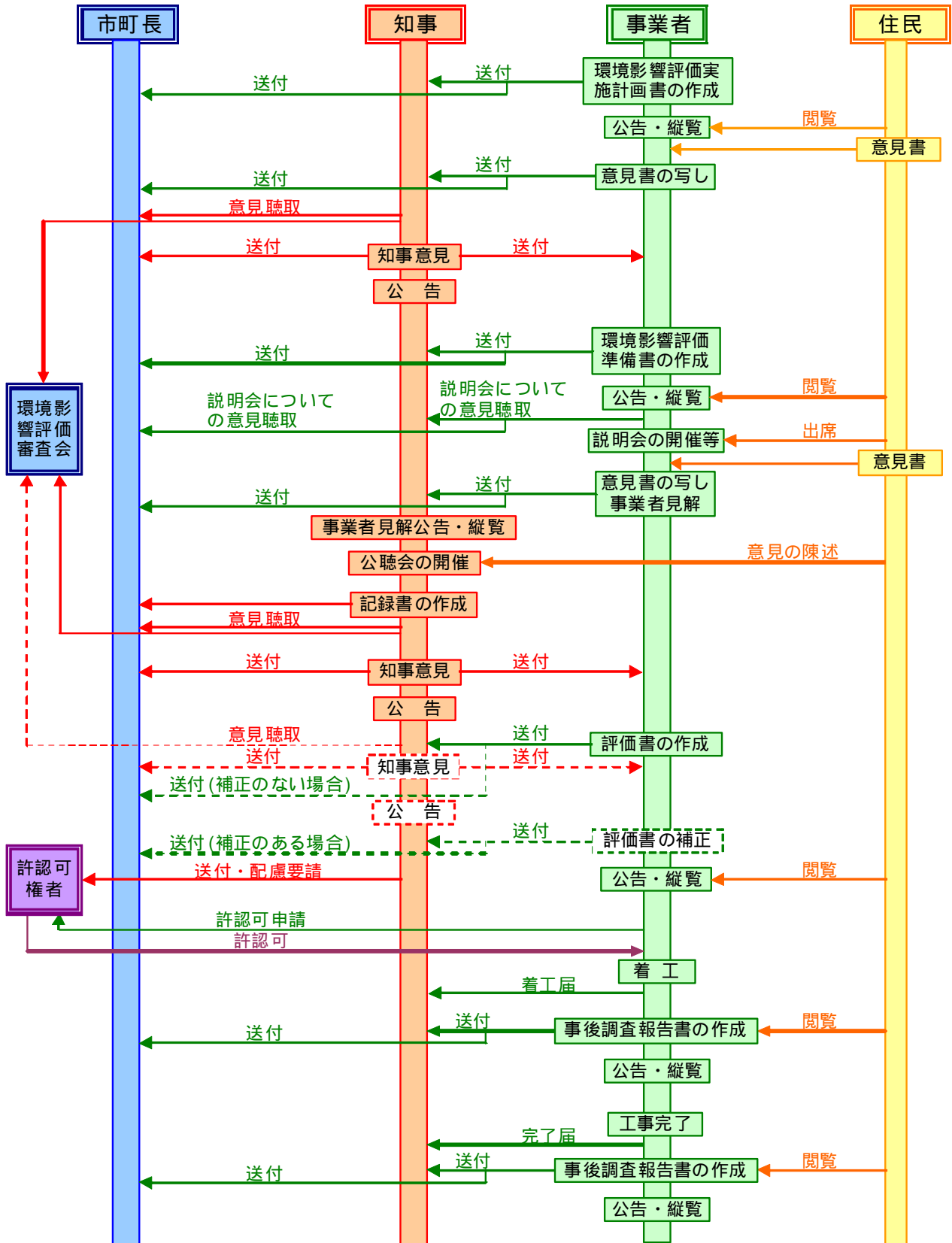
注1) 森 林：国土利用計画法第9条第2項第3号に規定する森林地域が15ha以上含まれる場合

注2) 自然公園：自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域が1ha以上含まれる場合

上記のほかに複合開発事業を構成する事業があります。

複合開発事業とは、上の表の11から14に掲げている事業の種類の内いずれかに該当する2つ以上の事業により構成される事業群のうち、開発面積の合計が20ha以上のものをいいます。これを構成する事業のうち開発面積が15ha以上のものが対象事業となります。

# 環境影響評価の手続きフローチャート



フローチャートは条例に基づく主要な手続き等を示したものです。

-----> で表示した手続きは行われなくても構いません。なお、評価書の市町村長への送付は補正のある場合、ない場合のどちらかになります。

担当 滋賀県琵琶湖環境部  
環境政策課  
大津市京町 4 - 1 - 1  
電話 077 - 528 - 3357

平成 23 年 9 月